



小郡市
県指定天然記念物
「將軍藤」と市徽章



大刀洗町
「もちのき、ひばり、さくら」



鞍手町
町花/春「都忘れ」夏「百合」
秋「菊」冬「水仙」

Ⅲ
流域下水道事業



水巻町
ゆるキャラ



水巻町
町章と町木「イチヨウ」
(カラー)



水巻町
町章と町木「イチヨウ」



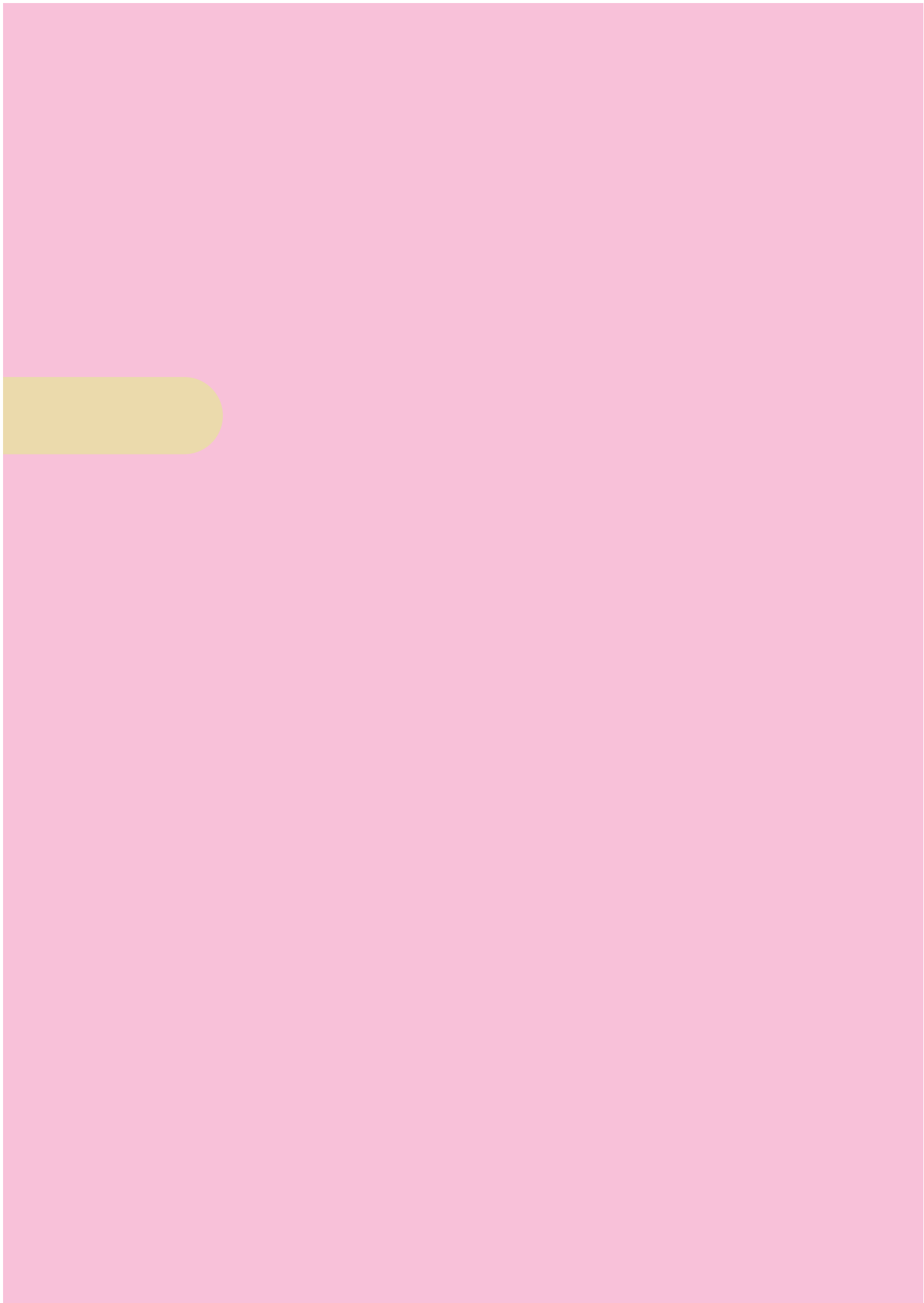
遠賀町
町の花スイセン
と遠賀川



遠賀町
町の花スイセン
と遠賀川



中間市
パンジー、コスモス



Ⅲ. 流域下水道事業

Ⅲ－1 福岡県の流域下水道

福岡県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8箇所であり、全流域下水道で供用済みである。



図Ⅲ－1 流域下水道の概要図

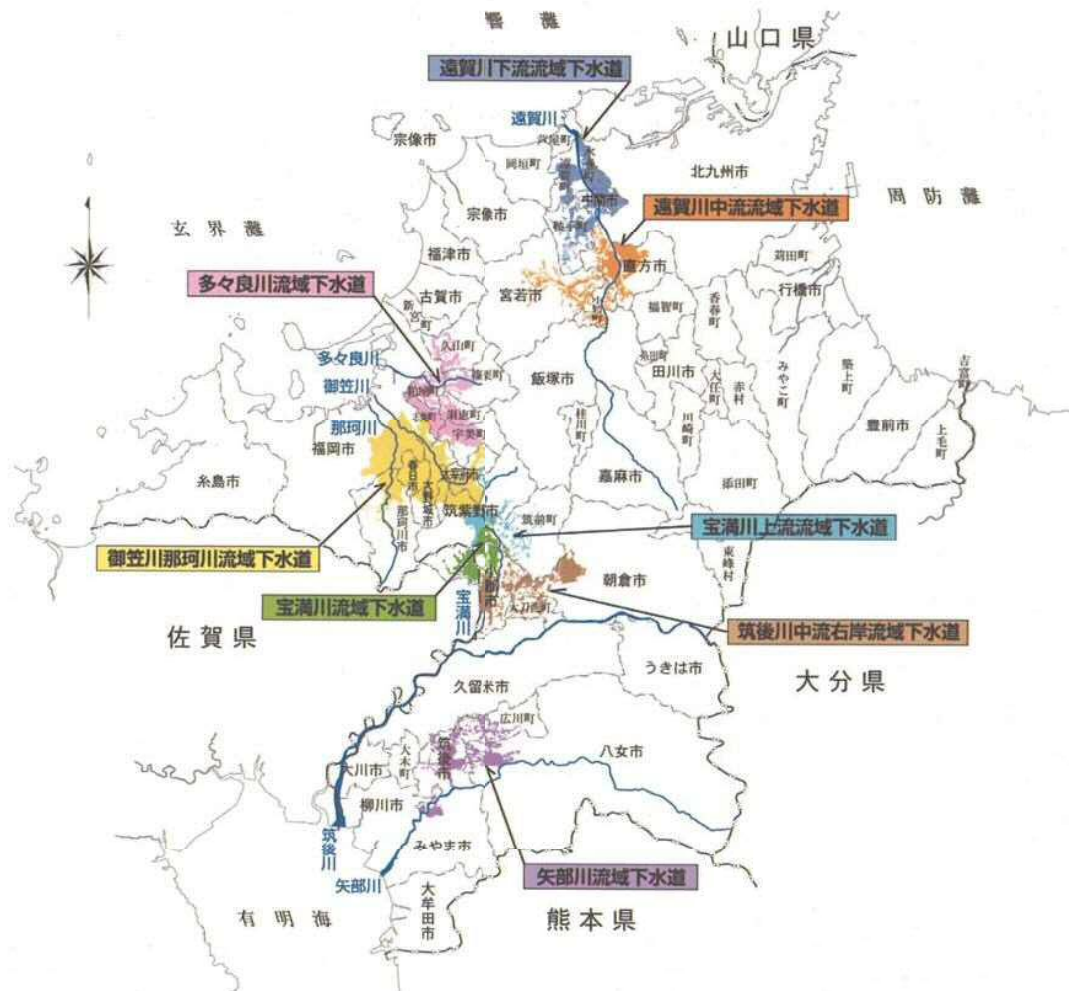
表Ⅲ-1 福岡県流域下水道の事業概要

箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画								
計画面積 (ha)	9,582	4,667	1,613	1,405	2,652	3,441	2,795	2,900
計画人口 (千人)	703.8	198.5	64.3	36.8	62.1	83.2	72.6	65.5
計画処理能力 (m ³ /日)	247,200	67,500	28,280	13,200	27,000	35,000	34,000	28,700
管渠延長 (km)	29.3	31.7	18.9	29.9	30.8	19.1	28.8	33.1
RI年度								
処理面積 (ha)	8,973	3,503	1,069	970	1,850	1,947	1,375	729
処理人口 (千人)	697.9	188.1	58.9	38.6	60.2	82.0	42.5	22.8
処理水量 (m ³ /日)	195,530	45,175	23,768	—	16,135	17,968	10,746	4,205
管渠延長 (km)	29.3	31.7	7.7	23.6	30.8	19.1	28.8	30.2
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 宮若市 小竹町

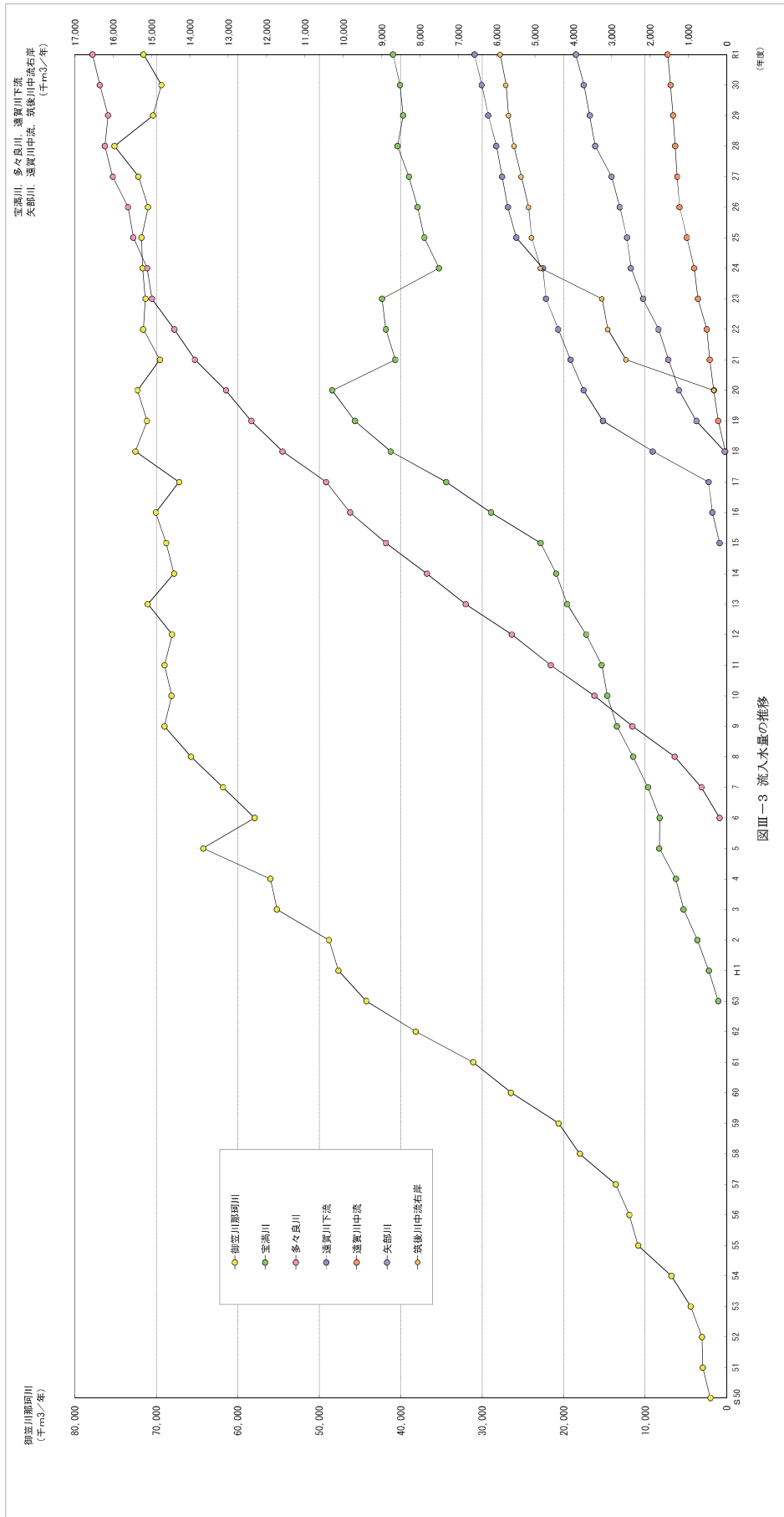
※ 全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、令和元年度末処理水量については日平均流入水量である。

※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日より宝満川浄化センターにて処理している。

※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。

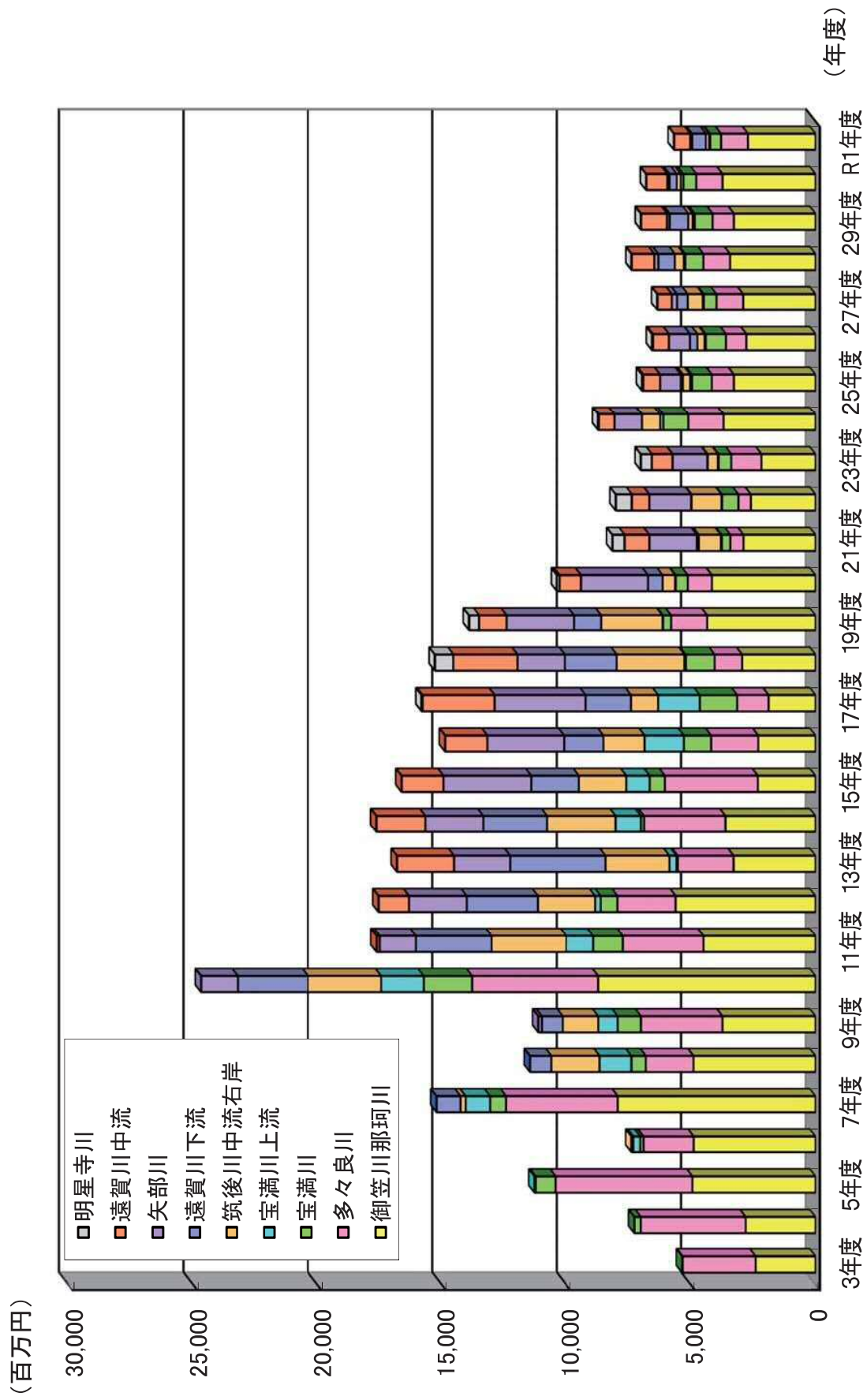


図Ⅲ-2 福岡県流域下水道概要図



図III-3 流入水量の推移

河川	S50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1		
御室川那珂川	2,008	2,500	3,029	4,414	6,768	10,855	11,935	13,596	18,008	20,822	26,453	31,098	38,141	44,223	47,647	48,801	55,186	55,888	64,243	57,912	61,807	65,706	68,999	68,116	68,977	68,047	71,037	67,814	68,774	70,957	67,200	72,583	71,127	72,308	69,556	71,589	71,332	71,680	71,810	71,010	72,187	75,121	70,392	69,372	71,564		
宝湯川														216	466	761	1,121	1,325	1,755	2,050	2,440	2,882	3,113	3,255	3,622	4,162	4,444	4,652	6,147	7,313	8,764	9,684	10,286	8,640	8,886	8,688	7,500	7,882	8,050	8,288	8,437	8,517	8,699				
多々良川																				184	655	1,389	2,457	3,449	4,598	5,601	6,808	7,617	8,685	9,921	10,445	11,583	12,396	13,056	14,006	14,937	15,113	15,472	15,010	16,011	16,216	16,131	16,248	16,534			
速賣川下流																																															
速賣川中流																																															
矢部川																																															
筑後川中流右岸																																															



図Ⅲ-4 県総事業費の推移

表Ⅲ-2 県事業費の推移

事業種別	56~60	61~2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	累計				
																																	(単位:百万円)			
総事業費	29,655	5,261	10,002	2,408	2,807	4,939	4,988	4,895	3,734	8,715	4,497	5,600	3,289	3,616	2,319	2,303	1,987	2,948	4,346	4,158	2,893	2,800	2,173	3,691	3,278	2,777	2,903	3,431	3,277	3,732	2,713	153,472				
国庫	29,038	5,124	9,697	1,927	2,663	4,894	4,825	4,429	3,341	8,233	4,327	5,608	3,286	3,603	2,301	2,225	1,952	2,916	4,339	4,149	2,887	2,991	2,169	3,615	3,200	2,703	2,926	3,345	3,186	3,631	2,640	148,389				
補助事業費	18,341	3,478	5,527	1,150	1,579	3,119	3,199	4,579	2,851	1,277	2,355	3,523	1,884	2,115	1,493	1,459	1,191	1,878	2,799	2,680	1,874	1,654	1,365	2,324	2,031	1,761	1,845	2,178	2,064	2,359	1,675	83,961				
県	29,655	5,261	10,002	2,408	2,807	4,939	4,988	4,895	3,734	8,715	4,497	5,600	3,289	3,616	2,319	2,303	1,987	2,948	4,346	4,158	2,893	2,800	2,173	3,691	3,278	2,777	2,903	3,431	3,277	3,732	2,713	153,472				
多々良川	25	7,375	2,919	4,195	5,499	2,004	4,492	1,905	3,284	5,976	3,229	2,329	2,234	3,254	3,720	1,885	1,259	1,099	1,445	966	525	498	1,207	1,413	878	820	1,071	1,065	851	1,053	1,079	68,638				
国庫	10	7,135	2,886	4,104	5,428	1,724	3,688	1,541	2,848	4,823	3,213	2,299	2,229	3,095	3,697	1,865	1,228	1,083	1,407	959	512	481	1,197	1,357	841	780	1,018	1,009	792	1,009	1,023	65,292				
補助事業費	15	3,840	1,678	3,168	3,168	878	1,952	846	1,667	2,860	1,697	1,330	1,296	2,016	2,352	1,242	803	703	933	627	311	277	718	825	524	452	605	631	487	661	645	38,674				
宇津川	595	5,865	16	255	797	193	645	581	926	1,939	1,888	672	59	129	699	1,485	1,155	1,091	1,495	920	493	348	653	607	1,009	799	804	595	729	716	513	424	25,893			
国庫	290	2,491	6	188	349	72	433	384	486	1,377	1,488	667	40	125	602	1,038	1,482	1,151	318	475	346	652	596	961	769	774	482	697	600	482	410	15,863				
補助事業費	154	1,735	3	24	146	38	92	140	260	1,025	465	486	31	70	401	725	987	745	293	289	184	356	308	609	464	473	294	379	386	285	256	11,969				
宇津川	67	204	1,950	1,436	2,944	2,997	2,908	2,554	2,766	1,896	1,645	1,085	2,708	2,447	499	877	1,189	406	721	262	288	599	357	169	262	288	599	357	169	157	130	32,692				
国庫	30	192	1,949	1,400	2,918	2,975	2,299	2,536	2,738	1,834	1,620	1,064	2,694	2,407	440	863	1,183	400	684	260	263	567	324	151	260	263	567	324	151	137	109	32,097				
補助事業費	15	96	975	700	1,459	1,925	1,367	1,281	1,410	917	833	616	1,761	1,563	286	567	748	242	446	161	164	373	206	84	83	161	164	373	206	84	83	56	17,933			
宇津川	956	852	840	2,800	3,939	2,800	3,846	2,559	1,934	1,597	1,920	2,100	1,089	506	82	23	21	11	88	301	432	593	751	294	551	301	432	593	751	294	551	301	117	10		
国庫	928	844	820	2,791	3,922	2,847	3,822	2,500	1,896	1,566	1,911	1,083	841	578	73	20	17	3	79	272	406	531	719	274	536	281	406	531	719	274	536	281	10	0		
補助事業費	464	422	410	1,538	1,983	1,824	1,624	2,215	1,416	1,063	809	883	1,110	502	341	36	10	8	2	39	171	285	408	455	156	315	171	285	408	455	156	315	16,255			
宇津川	138	1,475	1,453	2,314	2,251	2,324	3,079	3,668	1,902	1,897	1,671	1,390	1,096	830	840	211	162	102	84	77	35	883	84	77	35	883	840	211	162	102	84	77	35	883		
国庫	50	1,448	1,422	2,300	2,245	2,313	3,058	3,630	1,823	1,879	1,658	1,378	1,060	792	799	184	140	91	76	69	35	299	184	140	91	76	69	35	299	184	140	91	76	69	35	299
補助事業費	25	724	711	1,150	1,123	1,297	2,036	1,747	2,280	912	1,512	1,506	1,033	909	776	584	456	487	98	74	49	41	40	19,569	645	24,897	1,039	846	645	24,897	1,039	846	645	24,897		
国庫	122	1,229	1,207	1,962	1,678	1,692	2,894	2,573	1,103	864	985	702	834	629	679	641	571	902	1,039	846	645	24,897	1,039	846	645	24,897	1,039	846	645	24,897	1,039	846	645	24,897		
補助事業費	70	1,220	1,159	1,221	944	1,682	2,859	2,482	1,064	850	980	700	828	596	641	605	540	862	998	812	617	22,129	617	22,129	617	22,129	617	22,129	617	22,129	617	22,129	617	22,129		
国庫	35	687	605	695	472	939	1,678	1,416	552	425	480	337	399	298	321	303	270	482	592	446	334	11,874	446	334	11,874	446	334	11,874	446	334	11,874	446	334	11,874		
宇津川	30	724	699	95	484	640	492	20	40	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
国庫	30	714	392	86	478	630	417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宇津川	30	357	196	43	239	302	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宇津川	15,210	11,460	11,127	24,681	17,617	17,538	16,799	17,625	16,615	14,887	15,909	15,276	13,907	10,376	8,138	8,004	6,995	8,705	6,949	6,548	6,335	7,967	6,992	6,785	5,670	3,871	3,871	3,871	3,871	3,871	3,871	3,871	3,871	3,871		
国庫	5,849	23,242	5,343	7,258	11,279	7,372	12,185	11,057	11,220	11,372	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	
補助事業費	29,038	5,407	20,098	4,819	6,815	10,491	6,998	12,790	10,185	9,624	23,150	16,652	17,460	16,008	16,607	15,715	14,444	15,333	14,770	13,483	10,221	8,037	7,938	6,934	8,386	6,649	6,235	6,067	7,051	6,703	6,517	5,429	3,866,205			
国庫	18,341	3,647	11,102	2,781	4,019	6,443	4,267	7,625	5,815	5,574	13,527	9,355	10,227	8,776	9,445	9,201	8,526	9,297	8,909	8,246	6,204	4,750	4,022	4,025	5,142	4,030	3,830	3,167	4,379	4,145	4,078	3,338	217,414			

※上段() 欄は繰越金、下段は繰越金

表Ⅲ－3 御笠川那珂川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	福岡広域都市計画下水道事業 御笠川那珂川流域下水道 ※	御笠川那珂川流域下水道	福岡広域都市計画下水道事業 御笠川那珂川流域下水道 ※	
経緯	S46.12.14 福岡県告示第6695号	S47.2.28 建設省都下事発第8-2号	S47.3.9 建設省告示第361号	(当初)
			S51.3.16 建設省告示第379号	事業期間の延長
	S51.8.10 福岡県告示第7393号	S52.9.2 建設省福岡都下流発第2号	S52.10.8 建設省告示第1362号	幹線管渠の追加
	S54.12.18 福岡県告示第7894号	S55.3.31 建設省福岡都下流発第1号		処理区域の変更 流入点の追加
			S58.3.7 建設省告示第347号	事業期間の延長
		S59.10.16 建設省丘都下流発第1号		処理区域の変更
	S60.12.26 福岡県告示第8789号	S61.2.22 建設省丘都下流発第1号	S61.3.6 建設省告示第282号	処理区域の変更
		H1.3.31 建設省丘都下流発第10号	H1.4.12 建設省告示第985号	処理区域の変更
	H3.10.16 福岡県告示第1695号	H4.6.12 建設省丘都下流発第8-2号	H4.6.26 建設省告示第1242号	処理区域の追加
	H6.6.6 福岡県告示第792号	H7.6.5 建設省丘都下流発第2号の2	H7.6.22 建設省告示第1284号	処理区域の増加 処理場面積の変更
		H9.9.2 建設省丘都下流発第6号	H9.9.30 建設省告示第1715号	機種の変更
		H11.6.3 建設省丘都下流発第9号	H11.4.30 建設省告示第1226号	処理区域の増加 事業期間の延長
	H15.4.4 福岡県告示第699号	H15.10.15 国九整丘都住第55号	H16.2.2 九州地方整備局告示第15号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H19.3.8 国九整丘都住第46号	H19.3.29 九州地方整備局告示第97号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H23.3.11 国九整丘都住第1019号	H23.3.30 九州地方整備局告示第82号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H27.2.9 九整都住第274号	H27.3.13 九州地方整備局告示第44号	処理区域の増加 事業期間の延長
	H27.10.29 九整都住第149号		溶融炉の廃止 污泥燃料化施設の追加	
H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業 名称の変更	
	H30.5.10 国九整都整第18号		下水道法改正に伴う 様式の変更	
	R2.11.17 九整都整第69号		処理区域の増加 事業期間の延長	

※H29.1.23以前は福岡都市計画、筑紫野都市計画、太宰府都市計画及び那珂川都市計画御笠川那珂川流域下水道

(令和2年12月1日現在)

表Ⅲ-4 多々良川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画 下水道事業多々良川流域下水道 ※	多々良川流域下水道事業	福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画 下水道事業多々良川流域下水道 ※	
経緯	S60.3.26 福岡県告示第8674号			(当初)
	S62.6.20 福岡県告示第9009号	S61.1.13 建設省丘都下流発第3号の2 S62.12.5 建設省丘都下流発第11号	S61.1.25 建設省告示第67号 S62.12.11 建設省告示第2098号	幹線ルートの変更 処理区域の追加
	H5.12.17 福岡県告示第2049号	H3.11.6 建設省丘都下流発第2号-2	H3.11.28 建設省告示第1952号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
		H6.7.26 建設省丘都下流発第2号 H8.7.25 建設省丘都下流発第9号	H6.8.9 建設省告示第1775号 H9.8.19 建設省告示第1603号	処理区域の追加
	H10.1.7 福岡県告示第38号	H10.5.12 建設省丘都下流発第4号の2	H10.2.24 建設省告示第269号	処理施設の追加
	H11.4.5 福岡県告示第671号	H10.11.30 建設省丘都下流発第14号の2	H10.11.10 建設省告示第1914号	処理区域の追加 処理施設の追加
	H12.12.8 福岡県告示第1899号	H12.12.27 建設省丘都下流発第15号の2 H16.6.22 国九整丘都住第11号	H12.10.27 建設省告示第2068号 H16.10.15 九州地方整備局告示第126号	処理区域の追加 処理施設の追加 処理区域の追加 機種の変更
		H18.10.17 国九整丘都住第30号 H20.9.1 国九整丘都住第12号	H20.9.17 九州地方整備局告示第4915号	処理区域の追加 機種の変更 処理区域の追加
	H21.9.30 福岡県告示第1461号			処理場面積の縮小 幹線管渠の廃止 処理区域の追加
		H23.3.30 国九整丘都住第1020号 H25.5.27 国九整都住第38号	H25.8.9 九州地方整備局告示第147号	処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H28.11.9 国九整都住第257号 H30.7.2 国九整都整第28号 R2.11.17 国九整都整第68号	H29.2.14 九州地方整備局告示第25号	処理区域の追加 処理区域の追加 処理区域の追加

※H29.1.23以前は福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画多々良川流域下水道 (令和2年12月1日現在)

表Ⅲ-5 宝満川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画 下水道事業宝満川流域下水道 ※	宝満川流域下水道	久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画 下水道事業宝満川流域下水道 ※	
経緯	S59.12.15 福岡県告示第1897号	S60.2.14 建設省丘都下流発第2号	S60.3.8 建設省告示第273号	(当初)
	S62.4.7 福岡県告示第532号	S61.8.21 建設省丘都下流発第3号		施設配置の変更
	S63.3.17 福岡県告示第 号	S63.3.30 建設省丘都下流発第1号 S63.11.2 建設省丘都下流発第8号	S63.4.7 建設省告示第1116号	管渠ルートの変更 処理地区の追加
	H4.3.11 福岡県告示第477号			処理地区、幹線管渠の追加
		H5.3.23 建設省丘都下流発第9号-2 H6.6.27 建設省丘都下流発第6号	H5.4.2 建設省告示第1118号	処理区域の追加 機種の変更
	H9.3.28 福岡県告示第597号	H10.1.27 建設省丘都下流発第8号の2	H9.10.24 建設省告示第1845号	処理区域の追加
		H11.12.7 建設省丘都下流発第22号 H12.12.7 建設省丘都下流発第17号		処理区域の追加 機種の変更
		H15.12.24 国九整丘都住第23号 H18.1.17 国九整丘都住第39号 H20.9.1 国九整丘都住第12号	H15.12.10 九州地方整備局告示第132号 H18.3.29 九州地方整備局告示第89号 H20.12.24 九州地方整備局告示第145号	処理区域の追加 処理区域の追加 処理区域の追加
		H25.3.6 国九整都住第236号 H28.11.9 国九整都住第253号	H25.4.15 九州地方整備局告示第93号 H29.2.14 九州地方整備局告示第27号	幹線管渠の追加 処理方式の変更 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.10.6 国九整都整第115号		処理区域の追加
	R1.12.17 福岡県告示第507号	R2.3.30 国九整都整第156号	R2.7.8 九州地方整備局告示第64号	処理区域の追加 幹線管渠の追加

※H29.1.23以前は小郡都市計画及び筑紫野都市計画宝満川流域下水道 (令和2年12月1日現在)

表Ⅲ－6 宝満川上流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画 下水道事業宝満川上流流域下水道 ※	宝満川上流流域下水道事業	朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画 下水道事業宝満川上流流域下水道 ※	
経緯	H5.12.13 福岡県告示第2082号-2	H6.3.30 建設省丘都下流発第4号	H6.4.14 建設省告示第1201号	(当初)
	H7.7.14 福岡県告示第 号	H7.7.12 建設省丘都下流発第6号	H7.8.3 建設省告示第1438号	管渠ルートの変更
	H9.3.28 福岡県告示第596号	H10.1.27 建設省丘都下流発第10号の2	H9.10.24 建設省告示第1846号	処理区域の追加
		H10.12.21 建設省丘都下流発第19号		接続位置の変更 管渠ルートの変更
	H12.7.12 福岡県告示第1116号	H13.3.27 国九整丘都住第4号		処理区域、幹線管渠の追加、処理能力の追加
		H13.12.26 国九整丘都住第77号		処理区域 幹線管渠の追加
		H15.6.3 国九整丘都住第26号		管渠の変更
		H16.3.16 国九整丘都住第104号		管渠ルートの変更
		H16.9.2 国九整丘都住第28号	H16.10.28 九州地方整備局告示第132号	処理区域 幹線管渠の追加
		H18.8.18 国九整丘都住第24号		処理区域の追加
		H19.3.2 国九整丘都住第47号		処理区域 幹線管渠の追加
		H21.1.16 国九整丘都住第41号	H21.2.4 九州地方整備局告示第11号	処理区域 幹線管渠の追加
		H23.3.30 国九整丘都住第1021号		処理区域の追加
		H25.3.6 国九整都住第236号	H25.4.15 九州地方整備局告示第92号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H28.11.9 国九整都住第256号	H29.2.14 九州地方整備局告示第28号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
	R1.12.17 福岡県告示第508号	H29.5.1 国九整都整第21号		処理区域の追加
	R2.3.30 国九整都整第155号	R2.7.8 九州地方整備局告示第65号	処理区域の追加	

※H29.1.23以前は夜須都市計画及び筑紫野都市計画宝満川上流流域下水道

(令和2年12月1日現在)

表Ⅲ－7 筑後川中流右岸流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び 北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流 右岸流域下水道 ※	筑後川中流右岸流域下水道事業	久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び 北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流 右岸流域下水道 ※	
経緯	H6.12.21 福岡県告示第2212号	H7.2.15 建設省丘都下流発第1号	H7.3.3 建設省告示第415号	(当初)
		H10.10.27 建設省丘都下流発第13号		処理区域の追加
		H12.9.5 建設省丘都下流発第10号の2		処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H12.9.13 福岡県告示第1390号	H13.3.30 国九整丘都住第12号	H13.6.11 九州地方整備局告示第106号	処理区域の追加 処理能力の追加
		H13.9.4 国九整丘都住第39号		管渠の追加
	H14.7.12 福岡県告示第1119号	H14.7.23 国九整丘都住第36号	H14.9.11 九州地方整備局告示第133号	処理区域の追加
		H15.7.24 国九整丘都住第21号	H15.12.10 九州地方整備局告示第132号	処理区域の追加
		H18.1.17 国九整丘都住第40号		処理施設の変更
		H19.2.5 国九整丘都住第39号		処理区域の追加
		H22.2.26 国九整都住第83号	H22.3.17 九州地方整備局告示第32号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H24.1.23 国九整都住第84号		機種の変更
		H24.12.5 国都住第207号		処理区域の追加
		H26.2.12 国都住第243号	H26.3.27 九州地方整備局告示第76号	処理区域の追加
		H27.3.6 国九整都住第290号		処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.10.6 国九整都整第116号		処理区域の追加 事業期間の延長
		H31.2.21 国九整都整第143号		処理区域の追加
	R2.3.30 国九整都整第158号	R2.7.8 九州地方整備局告示第62号	処理区域の追加	

※H29.1.23以前は小郡都市計画及び甘木都市計画筑後川中流右岸流域下水道

(令和2年12月1日現在)

表Ⅲ－８ 遠賀川下流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	北九州広域都市計画、遠賀広域都市計画及び筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川下流域下水道 ※	遠賀川下流域下水道事業	北九州広域都市計画、遠賀広域都市計画及び筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川下流域下水道 ※	
経緯	H7.11.10 福岡県告示第1938号	H8.2.21 建設省丘都下流発第1号の2	H8.3.8 建設省告示第423号	(当初)
		H9.12.6 建設省丘都下流発第19号	H10.1.18 建設省丘都下流発第23号	処理区域の追加
		H12.9.1 建設省丘都下流発第8号の2	H12.5.31 建設省丘都下流発第1410号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H14.5.20 福岡県告示第827号	H14.10.17 国九整丘都住第51号	H15.1.6 九州地方整備局告示第5号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H17.3.23 福岡県告示第545号	H18.1.13 国九整丘都住第38号	H18.3.23 九州地方整備局告示第68号	処理区域の追加 施設・幹線管渠の追加
		H19.3.28 国九整丘都住第59号		処理区域の追加
		H21.1.26 国九整丘都住第42号	H21.2.12 九州地方整備局告示第14号	処理区域の追加
		H22.3.23 国九整都住第84号		計画諸元の見直し
		H24.3.2 国九整都住第101号	H24.3.26 九州地方整備局告示第74号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H27.2.9 国九整都住第275号	H27.3.13 九州地方整備局告示第43号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H30.2.13 国九整都整第147号		計画諸元の見直し
		H31.2.7 国九整都整第140号	H31.3.29 九州地方整備局告示第50号	処理区域の追加 事業期間の延長
		R2.7.16 国九整都整第15号		処理区域の追加

※H29.1.23以前は中間都市計画、水巻都市計画、遠賀都市計画及び鞍手都市計画遠賀川下流域下水道

(令和2年12月1日現在)

表Ⅲ－９ 矢部川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道 ※	矢部川流域下水道事業	筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道 ※	
経緯	H9.12.17 福岡県告示第2083号	H10.1.27 建設省丘都下流発第20号の2	H10.1.14 建設省告示第40号	(当初)
		H15.1.27 国九整丘都住第68号		処理区域の追加 施設配置の変更
		H17.3.22 国九整丘都住第75号	H17.3.30 九州地方整備局告示第67号	機種の変更
		H19.8.24 国九整丘都住第17号	H19.10.2 九州地方整備局告示第155号	処理方式の変更
		H20.3.7 国九整丘都住第47号	H20.5.7 九州地方整備局告示第86号	処理区域の追加
		H22.1.28 国九整都住第69号		処理分区の変更
		H23.3.11 国九整都住第1018号	H23.3.30 九州地方整備局告示第83号	処理区域の追加
		H26.2.12 25下水第1713号	H26.3.27 九州地方整備局告示第75号	処理区域の追加
		H27.3.6 国九整都住第290号		処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.4.5 国九整都整第3号	H30.3.9 九州地方整備局告示第35号	処理区域の追加
		H31.3.25 国九整都整第160号		処理区域の追加
		R2.3.30 国九整都整第159号	R2.7.8 九州地方整備局告示第63号	処理区域の追加

※H29.1.23以前は筑後都市計画、八女都市計画、黒木都市計画、広川都市計画及び瀬高都市計画下水道事業矢部川流域下水道

(令和2年12月1日現在)

表Ⅲ－10 遠賀川中流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流域下水道 ※	遠賀川中流域下水道事業	筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流域下水道 ※	
経緯	H12.2.28 福岡県告示第315号の2	H12.3.3 建設省丘都下流発第3号の2	H12.2.29 建設省告示第753号	(当初)
		H15.7.18 国九整丘都住第39号		処理区域の追加 管渠の仕様変更
		H16.12.17 国九整丘都住第42号	H17.3.31 九州地方整備局告示第75号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
		H19.2.16 国九整丘都住第38-2号	H19.3.29 九州地方整備局告示第162号	処理方式の変更 処理区域の追加 幹線管渠の追加 事業期間の延長
		H21.3.26 国九整丘都住第48号		処理区域の追加
		H22.3.23 国九整都住第85号		処理区域の追加
		H24.3.2 国九整都住第102号	H24.3.26 九州地方整備局告示第73号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H26.2.12 国九整都住第244号	H26.3.27 九州地方整備局告示第74号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.4.5 国九整都整第2号	H29.8.7 九州地方整備局告示第148号	処理区域の追加 事業期間の延長
		R2.6.3 国九整都整第11号	R2.7.8 九州地方整備局告示第66号	処理区域の追加 事業期間の延長

※H29.1.23以前は直方都市計画、小竹都市計画及び宮田都市計画遠賀川中流域下水道

(令和2年12月1日現在)

Ⅲ－２ 御笠川那珂川流域下水道事業

御笠川那珂川流域下水道の計画区域は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の6市で構成され、福岡県で最初の流域下水道事業として昭和46年度に着手し、昭和50年5月供用開始した。

流域幹線管渠は、二日市、春日、那珂川及び老司の4幹線で昭和59年度末に完成し、これにより流域関連公共市町の全てが供用開始となった。各流域幹線管渠は地形にあわせた勾配とし、ポンプ場を設けずに自然流下により処理場に流入している。

本流域の終末処理場である御笠川浄化センターは、計画汚水量が262,005 m^3 /日で、福岡県内でも最大の規模を有している。水処理施設は全て完成している。増大する下水汚泥については、平成31年度に運転を開始した下水汚泥固形燃料化施設により、脱水汚泥の約1/10に減量化を図るとともに火力発電所の石炭燃料の一部混焼燃料として、有効利用を図っている。また、平成12年度末に運転を開始した油温減圧式乾燥施設についても、脱水汚泥の約1/4に減量化を図るとともに、建設資材、緑農地利用及び火力発電所の石炭燃料の一部混焼燃料として、有効利用を図っている。

その他に汚水調整池については、流入汚水量の時間変動に伴う処理にかかる負荷の軽減及び災害時における緊急処理対応を主な目的とし、総容量34,000 m^3 の規模にて平成17年度に供用を開始した。

御笠川浄化センターは、福岡市博多区の市街地に立地しているため、水処理施設の覆蓋上部に多目的広場、テニスコート及びゲートボール場を含む、約2.4haの“屋上広場”を平成4年度に供用開始し、一般に開放することにより、地域に根ざした親しみのある下水道施設として周辺住民に理解されることを目指している。



御笠川浄化センター

表Ⅲ－ 11 御笠川那珂川流域下水道事業計画

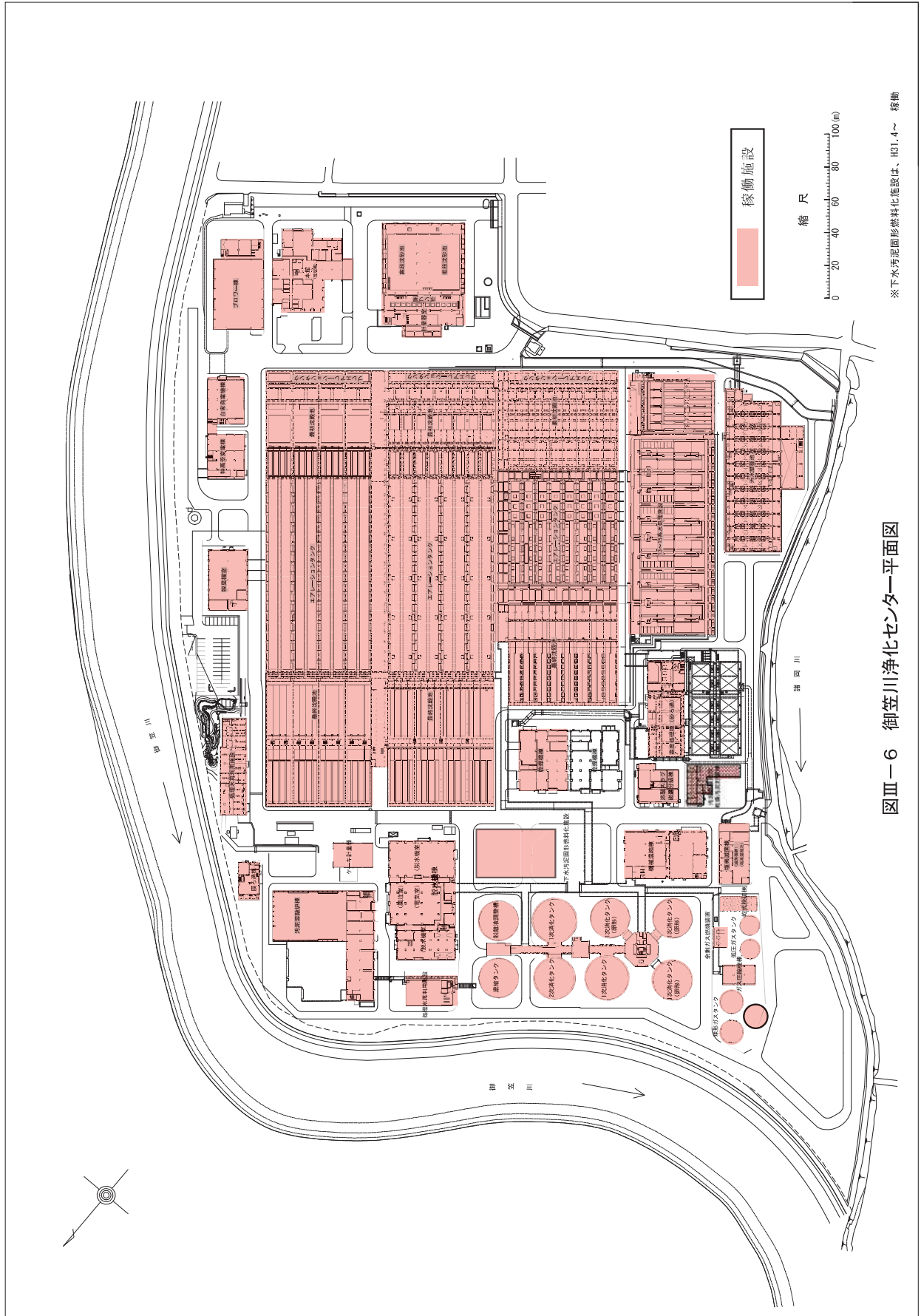
項目 市町名	計 画 区 域 (h a)	計 画 人 口 (千人)	日 平 均 家 庭 汚 水 量		日 最 大 家 庭 汚 水 量		工 場 排 水 量 (m3/日)	地 下 水 量 (m3/日)	日平均 計 画 汚 水 量 (m3/日)	日最大 計 画 汚 水 量	
			(ℓ/人・日)	(m3/日)	(ℓ/人・日)	(m3/日)				(m3/日)	比率(%)
			福岡市	3,345.90	320.3	255				81,676	340
春日市	1,379.50	111.7	235	26,250	310	34,627	135	5,027	31,412	39,789	14.5
大野城市	1,531.50	106.7	235	25,075	310	33,077	359	4,802	30,362	38,406	14.0
太宰府市	1,566.55	72.1	235	16,944	310	22,351	218	3,245	20,449	25,870	9.5
筑紫野市	933.60	46.5	235	10,928	310	14,415	205	2,093	13,553	17,149	6.3
那珂川市	824.50	46.5	235	10,928	310	14,415	0	2,093	13,883	17,658	6.4
合 計	9,581.55	703.8		171,801		227,787	8,159	33,275	216,575	273,674	100.0
福岡市	3,345.90	313.5	255	79,943	340	106,590	7,242	15,675	104,843	132,150	
春日市	1,379.50	113.0	235	26,555	310	35,030	135	5,085	31,775	40,250	
大野城市	1,484.70	104.8	235	24,628	310	32,488	359	4,716	29,829	37,731	
太宰府市	1,478.68	72.5	235	17,038	310	22,475	218	3,263	20,561	26,012	
筑紫野市	875.90	47.2	235	11,092	310	14,632	205	2,124	13,748	17,397	
那珂川市	789.99	47.2	235	11,092	310	14,632	0	2,124	14,078	17,906	
合 計	9,354.67	698.2		170,348		225,847	8,159	32,987	214,834	271,446	

全体計画:令和2年度

事業計画:令和2年度

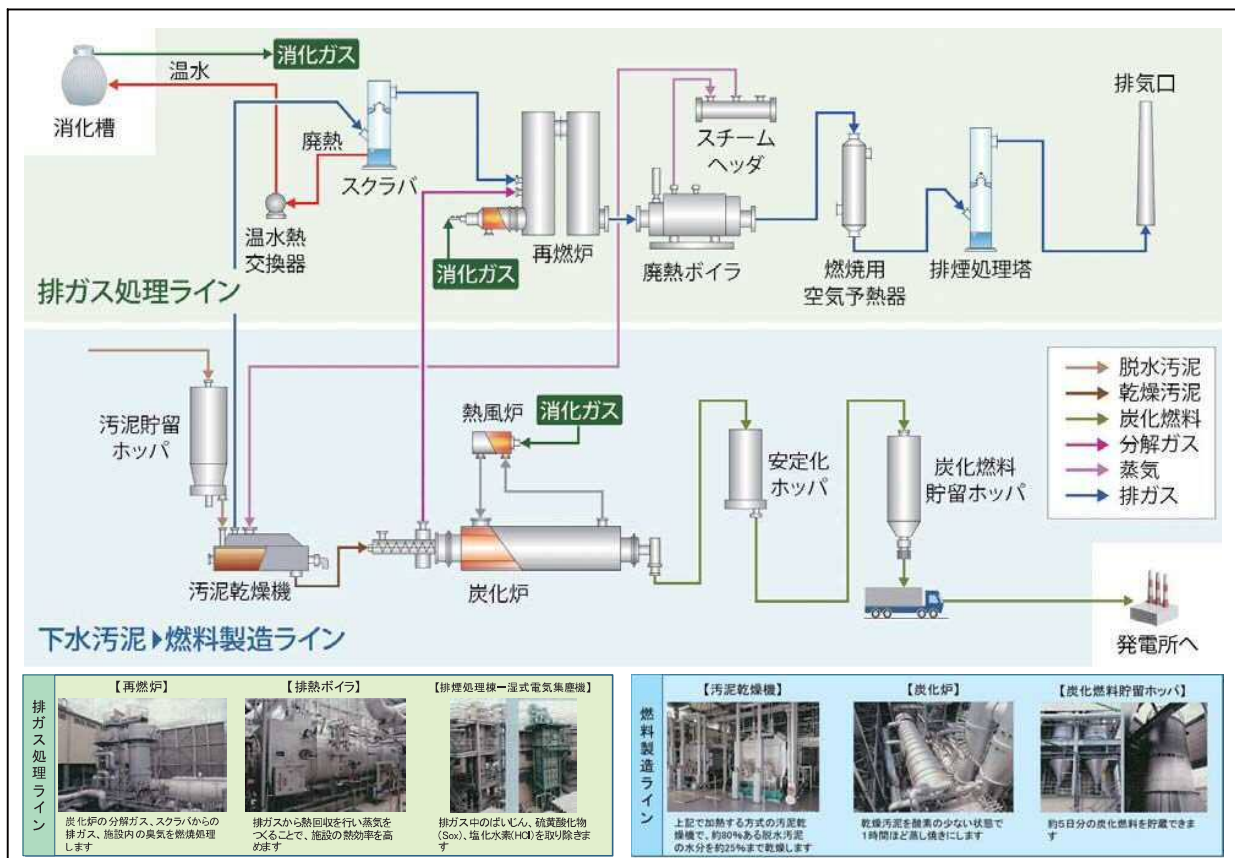
御笠川那珂川流域下水道事業の計画概要及び進捗状況

		全 体 計 画	事 業 計 画	令 和 元 年 度 末	
関 連 市 町		福岡市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫野市、那珂川市	同左	同左	
処 理 面 積		9,581.55ha	9,354.67ha	8,973.9ha	
処 理 人 口		703,800人	698,200人	697,920人	
排 除 方 式		分流式	同左	同左	
幹 線 管 渠	二 日 市 幹 線	φ2,200 ~ φ800 L = 12,980 m	同左	同左	
	春 日 幹 線	φ1,350 ~ φ800 L = 7,550 m	同左	同左	
	那 珂 川 幹 線	φ900 ~ φ800 L = 3,310 m	同左	同左	
	老 司 幹 線	φ1,800 ~ φ1000 L = 5,450 m	同左	同左	
	計	L = 29,290 m	同左	同左	
終 末 処 理 場	名 称 及 び 所 在 地	御笠川浄化センター 福岡市博多区那珂4-5-1	同左 同左	同左 同左	
	処 理 場 面 積	18.1ha	同左	同左	
	処 理 方 式	嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流 入式)+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法+急速ろ過 嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流 入式)+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法(一部ステップ流入式) +凝集剤添加+急速ろ過	
	処 理 能 力	274,200 m3/日	281,600 m3/日	295,800 m3/日	
	水 処 理 施 設	最 初 沈 殿 池	15池	15池	同左
		反 応 槽	30池	30池	同左
		最 終 沈 殿 池	28池	28池	同左
		急 速 ろ 過 池	16池	16池	4池
		塩 素 混 和 池	1池	同左	同左
	汚 泥 処 理 施 設	汚 泥 濃 縮 施 設	重力濃縮	2池	同左
			機械濃縮	4台	同左
		脱 水 機	スクルー	2台	同左
			遠 心	3台	同左
	汚 泥 燃 料 化 設 備	100 t /日固形燃料化1基	同左	同左	
汚 泥 乾 燥 設 備	油温減圧式2基	同左	1基		
放 流 渠	放 流 幹 線 1 号	φ1,500 ~ φ1,350 L = 950 m	同左	同左	
	放 流 幹 線 2 号	2,600×2,600 L = 1,050 m	同左	同左	
供 用 開 始	昭和50年5月1日				



図III-6 御釜川浄化センター平面図

※ 下水汚泥固形燃料化施設は、H31.4～稼働



図Ⅲ-7 汚泥固形燃料化施設のしくみ

施設の特徴

●省資源・省エネルギー

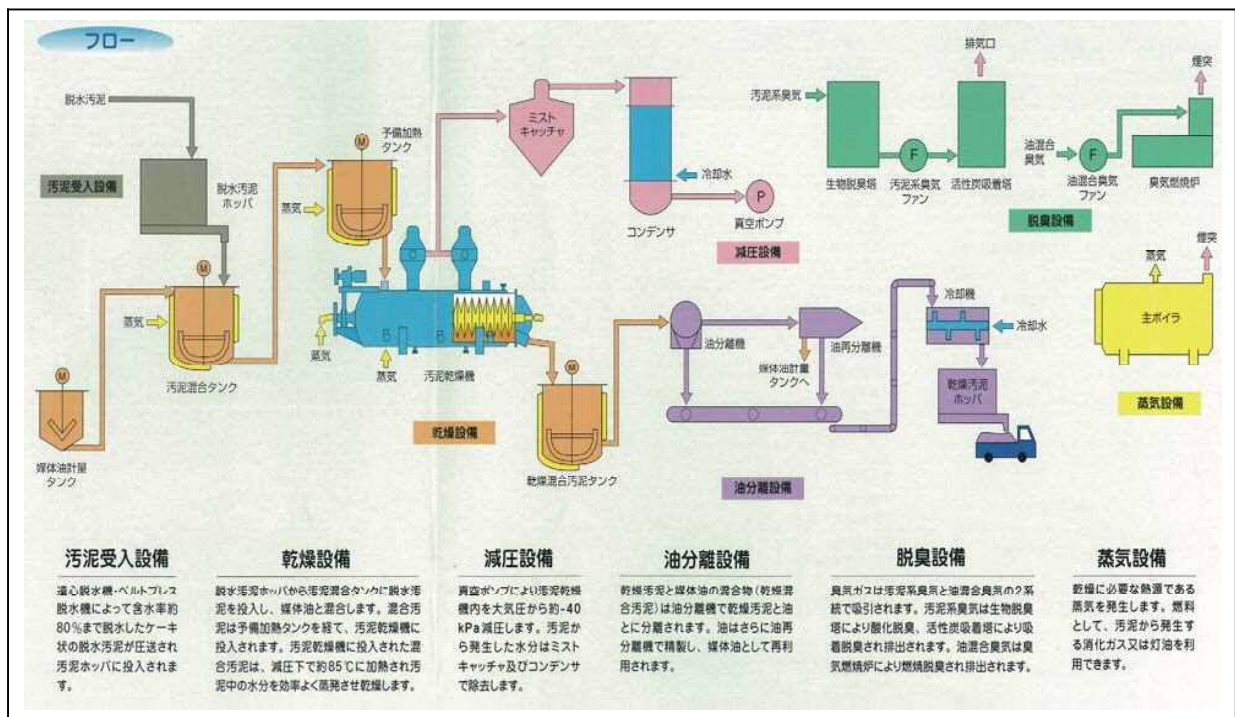
- ① 補助熱料として汚泥から発生させた消化ガスを利用しています。
- ② 排ガスの熱エネルギーを蒸気として熱回収する等、省エネルギーに配慮しています。
- ③ 下水処理水を排煙処理塔等で有効利用しています。
- ④ 炭化燃料は脱水汚泥の約 1/10 程度に減量され、石炭火力発電所の石炭代替燃料として有効利用有効利用されます。

●運転管理

- ① 設備から発生する臭気は、再燃炉により燃焼処理されます。
- ② 設備を景観壁内に設置することにより、美観を損ねず、防臭、防音効果を高めることで、周辺環境との調和を目指しています。
- ③ 排ガス中の SO_x、NO_x、HCl、ばいじんを効率よく除去する設備を完備しており、公害規制値を大幅に下回る環境に配慮したものとなっています。

施設の概要

1. 処理プロセス：低温炭化方式
2. 炭化温度：250～350℃
3. 処理量：100t-wet/日
4. 処理対象：高分子系脱水ケーキ（汚泥）
含水率 80%
可燃分 72%
5. 補助燃料：消化ガス及びA重油
6. 建築建屋：地上2階
鉄骨造
建築面積 548.56m²
延床面積 927.84m²
7. 事業費：設計・施工 38億円
(DBO方式) 維持管理・運営 66億円
合計 104億円
8. 竣工：平成31年3月



図Ⅲ-8 油温減圧式乾燥施設のしくみ

施設の特徴

●省資源・省エネルギー

- ① 補助燃料として汚泥から発生する消化ガスを利用しています。
- ② 下水処理水を機器の冷却水、シール水として有効利用しています。
- ③ 乾燥汚泥は補助燃料、肥料等に有効利用が可能です。
- ④ 運転は自動化を図るとともに、集中管理方式を採用し、省力化運転が可能です。

●運転管理

- ① 設備から発生する臭気ガスは系統別に集められ、汚泥系臭気ガスが生物脱臭塔+活性炭吸着塔により脱臭され、油混合臭気ガスは臭気燃焼炉により脱臭されます。
- ② 主要設備を建屋内に収納することにより美観、防臭、振動、騒音について、周辺環境との調和を目指しています。
- ③ 汚泥中の有機分を燃焼させることがないため、排ガス中にはSO_x、NO_x、ばいじん等が非常に少なく、公害規制値を大幅に下回ります。

施設の概要

- 1. 処理プロセス：油温減圧式汚泥乾燥
- 2. 乾燥温度：減圧下で約85℃
- 3. 処理量：30t-wet/8時間
- 4. 処理対象：高分子系脱水ケーキ（汚泥）
含水率 80%
可燃分 72%
- 5. 熱媒体油：廃食用油
- 6. 補助燃料：消化ガス及び灯油
- 7. 建築建屋：地上4階
鉄筋コンクリート造
建築面積 1,169.19m²
延床面積 2,648.32m²
- 8. 事業費：土木・建築工事 5億円
機械・電気工事 34億円
関連設備工事 10億円
合計 49億円
- 9. 竣工：平成13年1月

Ⅲ－３ 多々良川流域下水道事業

多々良川流域下水道の計画区域は、福岡市に隣接した粕屋町、志免町、久山町、篠栗町、須恵町及び宇美町の6町から構成されている。

本地域では、福岡市のベッドタウンとして人口の増加、工場の立地により排出する汚水量が増加した結果、公共用水域である多々良川水系の各河川及び博多湾の水質汚濁を徐々に進行させてきた。このような状況から、公共用水域の水質汚濁防止及び地域の都市環境整備を速やかに進捗させるため、昭和60年度から流域下水道に着手した。

流域幹線管渠は宇美、須恵、須恵北、篠栗、篠栗北及び久山の6幹線で構成されており、平成26年度末までに全延長31.66kmの整備が完了している。

終末処理場である多々良川浄化センターは、粕屋町に位置しており、平成2年度より工事に着手し、平成6年7月より供用を開始している。また、平成16年度からは、博多湾の富栄養化の防止を目的として、窒素及びリンを除去する高度処理の導入を進めている。

今後も、関連各町の面整備と整合した事業の進捗を図るとともに、高度処理施設の整備を行いながら、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与していく。



多々良川浄化センター

表Ⅲ-12 多々良川流域下水道事業計画

項目	市町名	計画区域 (ha)	計画人口 (千人)	日平均家庭汚水量		日最大家庭汚水量		地下水量 (m3/日)	日平均計画汚水量 (m3/日)	日最大計画汚水量	
				(ℓ/人・日)	(m3/日)	(ℓ/人・日)	(m3/日)			(m3/日)	比率(%)
全体計画	宇美町	1,023	33.7	230	7,831	290	9,873	987	8,818	10,860	16.1
	篠栗町	537	28.4	230	8,329	290	10,034	1,004	9,333	11,038	16.4
	志免町	869	48.7	230	11,482	290	14,474	1,448	12,930	15,922	23.6
	須恵町	699	25.7	230	5,907	290	7,447	746	6,653	8,193	12.1
	久山町	651	7.7	300	2,301	375	2,877	288	2,589	3,165	4.7
	粕屋町	890	54.4	240	13,353	300	16,621	1,664	15,017	18,285	27.1
	合計	4,667	198.5		49,203		61,326	6,137	55,340	67,463	100.0
事業計画	宇美町	862	32.7	230	7,610	290	9,595	959	8,569	10,554	—
	篠栗町	537	29.4	230	7,671	290	9,436	945	8,616	10,381	—
	志免町	807	46.2	230	10,915	290	13,762	1,375	12,290	15,137	—
	須恵町	620	23.5	230	5,412	290	6,824	683	6,095	7,507	—
	久山町	520	6.4	300	1,920	375	2,400	239	2,159	2,639	—
	粕屋町	869	49.0	240	11,757	300	14,697	1,470	13,227	16,167	—
	合計	4,215	187.3		45,285		56,714	5,671	50,956	62,385	—

全体計画：平成30年度

事業計画：令和2年度

多々良川流域下水道事業の計画概要及び進捗状況

		全体計画	事業計画	令和元年度末	
関連市町		宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	同左	同左	
処理面積		4,667ha	4,215ha	3,503ha	
処理人口		198,540人	187,340人	188,052人	
排除方式		分流式	同左	同左	
幹線管渠	宇美幹線	φ1,650 ~ φ900 L = 10,330 m	同左	同左	
	須恵幹線	φ1,200 ~ φ150 L = 3,360 m	同左	同左	
	篠栗幹線	φ900 ~ φ600 L = 4,030 m	同左	同左	
	久山幹線	φ700 ~ φ200 L = 13,140 m	同左	同左	
	須恵北幹線	φ700 L = 310 m	同左	同左	
	篠栗北幹線	φ600 L = 490 m	同左	同左	
	計	L = 31,660 m	同左	同左	
ポンプ場	名称及び所在地	下山田汚水中継ポンプ場 久山町大字山田	同左	同左	
		久山汚水中継ポンプ場 久山町大字大原字久原	同左	同左	
終末処理場	名称及び所在地	多々良川浄化センター 糟屋郡粕屋町大字江辻 福岡市東区蒲田	同左	同左	
	処理場面積	15.4ha	同左	同左	
	処理方式	嫌気無酸素好気法+凝集剤添加+急速ろ過	嫌気無酸素好気法+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法+凝集剤添加+急速ろ過 嫌気無酸素好気法+凝集剤添加+急速ろ過	
	処理能力	67,500 m3/日	63,200 m3/日	67,100 m3/日	
	水処理施設	最初沈殿池	15池	14池	14池
		反応槽	16池	15池	15池
		最終沈殿池	16池	15池	15池
		紫外線消毒設備	116,500 m3/日	107,700 m3/日	81,000 m3/日
	汚泥処理施設	重力濃縮設備	—	—	1基
		機械濃縮設備	4基	4基	5基
脱水機		5台	5台	5台	
供用開始	平成6年7月2日				